研究員 の眼

デフレは解消できるのか?

~ 地価下落への対処には、頻繁な制度改正のない 透明性のある課税方式への見直しが重要 ~

社会研究部門 上席主任研究員 篠原 二三夫 (03)3512-1791 fshino@nli-research.co.jp

平成 25 年度税制改正大綱の公表に先立つ平成 24 年 9 月から 11 月にかけて、貸家着工戸数は、相 続税や消費増税のアナウンスメント効果によって、突如大きく伸びた(2012-12-18 付け拙稿研究員の 眼など参照)。この事例だけではなく、従来から相続税や固定資産税、譲渡所得課税など、様々な税制 改正によって、土地・住宅市場は幾度も翻弄されてきた経緯がある。

過去の大まかな動きを振り返ってみたい。まず、地価が高騰したバブルの形成期には相続税の負担 軽減が図られている。しかし、「土地は有利」との政策判断に引きずられたまま、制度整備や透明性の 確保の観点から路線価による8割評価がバブル崩壊後の平成4年から実施されてしまった。従前の7 割評価からの引き上げであることに加え、公示地価が地価下落期に市場価格よりも高めに推移したた め、特に地方都市では評価額が市場価格の8割を超える逆転現象が数多く生じることとなった。

固定資産税についてもバブル崩壊期の最中、平成6年度の評価替えから、従来は公示地価の3割程 度であった固定資産税評価額を7割程度とすることとなり、経過的に負担調整措置が講じられたもの の、実質的な増税が進められた。さらに家屋の固定資産税評価の仕組みに不合理な面があったため、 土地のみならず家屋の評価額は高止まりし、時価に対する固定資産税の実効税率は上昇を続け負担感 が増大したというのが筆者らの見解である(1)。固定資産税の負担上昇は地方財政を支えるために一定 の役割を担ったが、当該地方公共団体の不動産所有者に対する応益は増すことなく、所有者の毎年の 税負担は限界に近い状況で推移し、特に地方では地価下落が長期に続く要因となった。

譲渡所得課税では、平成4年に長短期の分離譲渡所得に対し一律39%(内住民税9%)という重課 が行われた結果、前年に17.9兆円あった長短期分離課税所得額は一瞬にして5.4兆円まで落ち込んだ。 このような状況がありながら、この重課は平成8年の税制改正まで続き、その後も直ちに緩和される ことはなかった。平成 4 年以降は既にバブル崩壊期にあり、何故取引をロックイン②させるような重 課を続けたのか、政策ギャップがもたらす税制の失敗として典型的な事例と言える。

このような税制改正の歴史が、土地や住宅価格が 20 年を超えて長期にわたり下落するという、世 界でも前例のない状況をもたらす要因になったと判断される。土地を譲渡せずに固定資産税や相続税 負担を軽減しようとすれば、土地所有者は需要がなくても賃貸住宅などを建設することとなり、結果

として空き家が増え、不合理な土地利用が行われることとなった。今後のまちづくりにおいて、この 歪みの改善には長い年月と大きな負担・損失をもたらすことだろう。

今、株式市場は 2%のインフレターゲット導入によって改善の兆しを見せている。バブル形成と資 産価格の下落、デフレの長期化という流れを振り返ると、株式の次は不動産市場にも同様な効果が出 てくることが期待される。しかし、不動産市場は、人口減少や高齢化という根本的な課題に直面して おり、市場関係者は、あらゆる面で付加価値の高い土地利用を実現すべく、引き続き努力する必要が あるだろう。

こうした努力に加え、不動産市場の活性化を促すには、これまでのようなタイミングを逸した頻繁 な制度改正を避け、合理的で透明性が確保され、投資家や消費者の意欲を妨げることのない、市場重 視の土地・住宅税制に向けた見直しが必要である。こうした対応なくしては、現存する地価下落など の資産デフレや、資産デフレによる一般財までのデフレを解消することは難しい。不動産価格情報の 透明性は大きく改善してきたが、そもそも年単位の税制改正では必ず市場とのギャップが生じる。今 後は市場をコントロールするために税制を用いるべきではない。

(脚注)

- (1) 弊研究所所報、大柿・浅田・篠原(2008)「家屋に係る固定資産税評価について(2)」を参照。
- (2) 譲渡所得に対する税率が高いと、資産譲渡が妨げられ、資産を凍結させるロックイン効果が働くと考えられている。